

○ 福祉援護センターのあり方に関する懇話会の会議の傍聴に関する実施要領

(総則)

第1条 この要領は、福祉援護センターのあり方に関する懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 懇話会は、原則として公開とする。ただし、懇話会の議論内容によっては、座長の判断によりこれを非公開とすることができる。

(傍聴人の定員)

第3条 会議の傍聴者の定員は、原則として5人とし、椅子席のみとする。

- 2 傍聴の申し込みの受付は、会議の開催の当日、所定の場所において開会の30分前から行い、10分前に締め切るものとする。
- 3 傍聴を希望する者が第1項の定員を超えた場合は、抽選で傍聴者を決定する。

(傍聴章)

第4条 抽選により選出された傍聴者は、傍聴章（別記様式）の交付を受け、これを常時見えるところに着用しなければならない。

- 2 抽選により選出された傍聴者は、傍聴を終え退場するときは、前項の傍聴章を返却するものとする。

(傍聴者の遵守事項)

第5条 傍聴者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議の委員等の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会議の長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 会議の長が認めた場合以外の飲食はしないこと。
- (6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。
- (7) メモ以外の目的で携帯電話等の電子機器を使用しないこと。ただし、会議の長の許可を得たときは、この限りではない。
- (8) むやみに席を離れないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

(違反者に対する措置)

第6条 傍聴者が前条の規定に違反したときは、会議の長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

附 則

この要領は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

別記様式（第4条第1項関係）

No 福祉援護センターのあり方に関する懇話会
傍 聴 章
(お帰りの際は事務局へお返してください。)